

会員規約

会員の心得

- ① 事業の趣旨を理解し、決まりを守りましょう
- ② お互いのプライバシーは守りましょう
- ③ 依頼した援助以外のことは要求しないでください
約束の時間も守りましょう
- ④ 事務局へ連絡なしに会員同士で交渉しないでください
- ⑤ 事前打ち合わせは必ずし、必要事項は必ず伝えましょう
(アレルギー、既往症、生活習慣などの対処方法など)
- ⑥ 必要な食事(ミルク)・おやつ・おむつは少し余裕をもって用意してください
- ⑦ 活動中の非常事態に備えて、緊急連絡先を伝えてください
- ⑧ 病児の託児、投薬は出来ません
- ⑨ ご本人やご家族が感染症の場合、ならびにご本人やご家族の通う学校や園が感染症で休みになっている場合は活動ができません
- ⑩ 使用済みの紙おむつは、持ち帰りです

援助の流れ

- ① 援助活動依頼申込書を記入のうえ、事務局に提出してください。事務局の開設時間外は受付できません
(依頼の申込は2日前までをお願いします。申込みが遅れると、まかせて会員の調整が見つからない場合があります。その場合にはお断りする場合がありますのでご了承下さい)
- ② 事務局にて、まかせて会員を決定し連絡します
- ③ 当日は会員証の提示をしてください
- ④ 当日の体調の確認と検温をします
- ⑤ 十分に事前打ち合わせを会員同士で行って活動内容を確認してください。
→会員同士が初対面の場合はアドバイザーが立ち会います
- ⑥ 会員の自宅や支援センターで活動を行います
- ⑦ 活動終了後、援助活動の報告書に確認のサインをしてください

- ⑧ 報酬を援助活動の報告書の1枚と引き替えに渡してください
(活動当日、取り消しになった場合も同様です)

以上で援助が終了です

非常事態の場合

援助活動の取消が必要になったとき、できる限り早く、事務局まで連絡を入れてください

取消料が発生した場合はすみやかに支払って下さい

補償内容

トラブル防止のため会員になると自動的に市の負担で3つの保険に加入します(詳細はおたずねください)

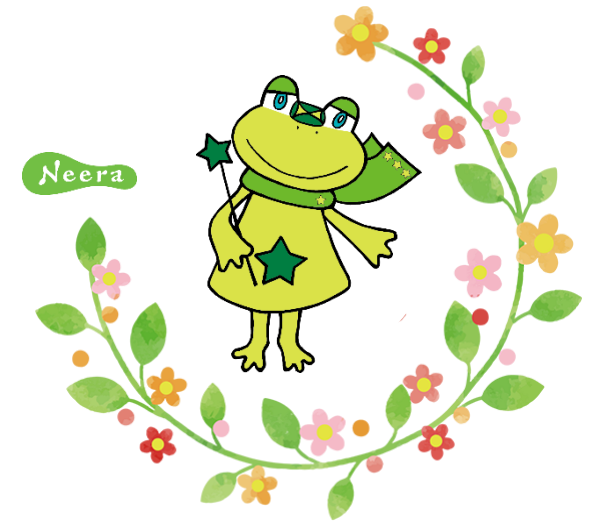
- ① サービス提供会員傷害保険
会員の活動中の傷害について補償をします
- ② 賠償責任保険
会員の活動中に損害を与えたことにより賠償しなければならない補償をします
- ③ 依頼子供傷害保険
援助を受けている間に傷害を被った場合に補償をします。
いずれの保険についても、ファミリー・サポート・センター補償保険(育児)の制度に従い補償しますので補償内容については、市で決定するものではありません

その他

- ① 会員登録は年度末に小学校を卒業となるお子さまは自動退会となります。末子のお子さまが12歳までは自動で更新されます
- ② 登録内容に変更及び退会希望の場合はご連絡ください

韮崎市

ファミリー・サポート・センター



韮崎市ファミリー・サポート・センター 事務局

開館日 火曜日～日曜日
(休館日：月曜日、祝日の場合は火曜日・年末年始)

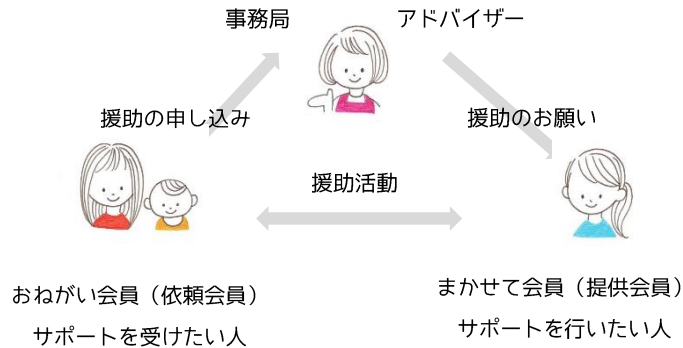
時間 9:00～17:00

TEL 0551-23-7676 FAX 0551-23-7678

住所：〒407-0015 韮崎市若宮1-2-50
(韮崎市子育て支援センター内)

ファミリー・サポート・センターとは…

「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てを応援したい人」が会員となって、子育てをお互いに助け合う組織です。アドバイザー(事務局)が仲介役となり相互に支援します。



こんな時に利用できます

- ◆子育てが大変な時や産前産後
- ◆幼保こども園の登園前・登園後の預かり
- ◆学校の登園前・下校後の預かり
- ◆幼保こども園、学校までの送迎
- ◆用事があるとき
(きょうだいの園・学校行事、病院など)
- ◆その他 … ご相談ください

利用するには…

事前に会員登録が必要です
まずは事務局にお問い合わせください

利用できる人

- * 蕪崎市内に住所がある方
- * おおむね3か月程度～小学校6年生
- * 病児・病後児のお子さんの預かりはしていません

預かってくれる人

養成講座を受けた、市内在住の方

依頼を申し込む

依頼会員は、活動を希望する日時を2日前までに、事務局(アドバイザー)に、「援助活動依頼申込書」を提出してください。電話でも伺いますが、申込書は必ず提出していただきます。提供会員が決まりましたら、お知らせいたします。

利用料金 (提供会員への報酬)

活動日	活動時間	一時間当たりの料金 (一人)
平日(月～金)	午前7時～午後7時	700円
平日(月～金)	上記以外	800円
土・日・祝日 年未年始	—	800円

- * 最初の1時間はそれに満たない場合でも1時間として計算します
- * 1時間を超えた場合の計算方法
30分以下の時…半額 30分を超えた場合…1時間分
- * 同一世帯の複数のお子さんを1人の提供会員が預かる場合
2人目以降は半額とします
- * 援助内容によって交通費が発生する場合があります
(1kmあたり35円 交通費は助成金の対象になりません)
- * 援助活動終了後に、提供会員に直接支払います

預かり場所
会員の自宅のほかに、蕪崎市子育て支援センター(開館時間内)も利用できます



取消料

取消日	金額
援助予定日の前日まで	無料
援助予定日の当日	依頼した時間数の半額
無連絡	依頼した時間数の全額

助成金

- * 依頼会員には1時間の利用につき、半額の助成金が蕪崎市から振り込まれます
- * 助成金を受け取るには、申請が必要です
援助を受けた翌月の10日までに、蕪崎市役所・福祉課へ申請書と報告書を提出してください

Information

まかせて会員・両方会員として、活動してみませんか?

まかせて会員

両方会員

心身ともに健康で、お子さんの預かりが可能な方

おねがい会員と、まかせて会員の両方を兼ねている方

できるときにお手伝いをします

資格は不要ですが、必要な講習を受講した方が活動できます
講習の開催は年1回を予定しています。
詳しくは事務局にお問い合わせください

